

# 令和7年度監査結果報告書

財政援助団体等監査結果報告

令和8年3月

苅田町監査委員

# 目 次

I	財政援助団体等監査	2
第1	監査の概要	2
1	監査の種類及び対象団体等	2
2	監査の着眼点	2
3	監査の重点項目	2
4	監査の方法	2
5	監査の実施期間及びヒアリング等	3
第2	監査の結果	3
1	監査結果及び指摘事項	3
2	監査の意見	3

## I 財政援助団体等監査

### 第1 監査の概要

#### 1 監査の種類及び対象団体等

地方自治法第199条第7項の規定及び苅田町監査基準に基づき、町が財政的援助（補助金交付等）を行っている団体について、令和6年度事業から2団体を抽出し監査を実施した。

団体名	苅田町スポーツ協会（旧 苅田町体育協会）
補助金の名称	苅田町体育協会補助金
令和6年度補助金額	7,999,991円
所管課	生涯学習課

団体名	かんだ港まつり実行委員会
補助金の名称	かんだ港まつり補助金
令和6年度補助金額	5,000,000円
所管課	交通商工課

#### 2 監査の着眼点

- ① 法令に従って適正に執行されているか
- ② 経済的で、効率的かつ効果的に執行されているか

#### 3 監査の重点項目

- ① 補助金交付の妥当性
- ② 財政援助団体における補助金に係る出納事務等の妥当性

#### 4 監査の方法

事前に提出を受けた財政援助等に係る出納関係帳簿や通帳の写し、規約等の資料を検証するとともに、援助団体や所管課に対して主に次の事項について質疑応答の方法で聴取した。

- ・補助対象事業の目的に沿って適正かつ効率的に執行されているか
- ・団体の経理事務及びチェック体制、他事業への流用の有無について
- ・補助金交付申請及び実績報告等の適正な執行について
- ・補助金に係る会計経理の適正な執行について
- ・関係帳票の整備及び記帳の適正な執行について
- ・領収書等の適正な整理保存について
- ・補助対象事業における公益上の必要性の確認について
- ・担当課による補助効果の確認及び支出の実態の把握について
- ・担当課による交付団体への指導・監督について

## 5 監査の実施期間及びヒアリング等

### ① 実施期間

令和8年1月9日～令和8年3月3日

### ② ヒアリング日程及び対象団体

日 程	対象団体	場 所
2月17日(火) 10:00～12:00	菟田町スポーツ協会(旧 菟田町体育協会) かんだ港まつり実行委員会	菟田町役場 403 会議室

## 第2 監査の結果

### 1 監査結果及び指摘事項

提出された資料の検証及びヒアリングの結果、各団体の出納事務並びに所管課の補助金交付事務は、概ね適正に処理されていると認められた。

なお、指摘事項等については次のとおりである。

補助金の名称	指摘事項
菟田町体育協会補助金	自動販売機設置に伴う収入があるが、決算書や補助金の実績報告等に計上していない。また、伝票処理をしていない収入がある。 6年度4月分の使用料を5年度補助金の対象経費としている。
かんだ港まつり補助金	5年度2、3月分の役務費を6年度補助金の対象経費としている。

### 2 監査の意見

財政援助団体への補助金等に係る監査の結果、おおむね適正に事務処理されていると認められたが、次の点に留意していただきたい。

- (1) 体育協会の収支決算について、補助金と預金利息以外の収入が計上されていないため自動販売機の手数料収入について尋ねたところ「コロナ感染症拡大以降、自動販売機の売り上げが落ち込んだため活動費に充てられなくなったので、教育委員会と話して計上しなくなった」との回答であった。自動販売機の設置による収入は、町が自動販売機設置事業者でなく体育協会に目的外使用許可を与えることで、体育協会の活動資金に充てることを目的に収受させていたと考えられる。そうであるならば、町が補助する体育協会の活動のための運営費補助金には、自己資金としての自動販売機の収入を含めて算定されるべきものである。このため所管課は、自動販売機の設置により生じる収入の取扱を明確にするとともに自動販売機の収入を確認するなどの必要な措置を

講ずべきであると考える。

また、収入が発生した際の伝票作成に関する基準等を整理するとともに、年度当初に発生する経費の支払いを円滑にするため、その対応について所管課と団体で協議されたい。

- (2) かんだ港まつり補助金については、実行委員会の支払伝票等を確認すると、補助金の交付決定や審査をする所管課の決裁となっている。実行委員会は町とは別組織であり、実行委員会の事務局としての業務であると理解するが、予算執行を適切に行う観点から事務局のあり方について検討されたい。
- (3) いずれの補助金についても、所管課が交付事務を行う際には、団体の収入状況、対象経費及び繰越額を精査し、補助金額の妥当性を検証するよう努められたい。併せて、補助金交付の目的及び効果について毎年度検証し、団体と連携して効果の向上を図られたい。